

年金受給層のお客様にはこんな声かけを行おう

年金受給層のお客様から年金口座を獲得するためのアドバイスのポイントを解説します。

社会保険労務士 望月厚子

声かけ1

公的年金はもう受け取られていますか



本 ケースのように、年金受給層のお客様に年金を受け取っているかどうか質問すると、「まだ受け取っていない」と答える人が少なくありません。年金を受け取っていない理由はお客様によって異なりますが、お客様が誤解しているケースが少なくありません。例えば、年金制度について詳しく知らずに受給資格がないと誤解しているお客様もいるでしょうし、手続きをしないで自動的に年金が支給されると思っ

たかかわらず請求手続きを行わないと、5年が経過したときに時効により支払われない部分が生じます。お客様がきちんと年金の受給手続きができるようアドバイスしていきたいものです。年金を受け取っていない主な理由として、次のパターンがあります。順にアドバイスのポイントを見ていきましょう。

添付書類を確認してもらおう

①特別支給の老齢厚生年金について知らず、受給資格がないものと誤解している
現在、老齢基礎年金の受給開始年齢は原則として65歳です。ですが、老齢基礎年金の受給資格期間を満たし、厚生年金保険の被保険者期間が1年以上ある人は60歳から65歳になるまでの間、生年月日に応じて特別支給の老齢厚生年金が支給されます。ところが、お客様がこの制度のことを知らず「自分には受給資格がない」と誤解していることが考えられます。こうしたお客様には、受給資格を満たせば特別支給の老齢厚生年金の支給対象になることを伝えたいので、ねんきん定期便などでお客様の年金記録と受給開始年齢を確認し、年金請求ができるかどうかを説明します。

受給開始年齢に達し、特別支給の老齢厚生年金の受給権が発生する人に対しては、受給開始年齢に到達する3ヵ月前に、基礎年金番号、氏名、生年月日、性別、住所などが印字された「年金請求書(事前送付用)」と「年金の請求手続きのご案内」が日本年金機構から本人宛てに送付されます。ただお客様の中には、年金請求書が届いていても中身を目を通していない人もいます。お客様には、書類が手元にあるか確認してもらい、あれば年金

請求書の記載方法や必要書類などをアドバイスしましょう。万が一届いていない場合には「ねんきんダイヤル」に電話して取り寄せてもらうなどのアドバイスを行うとよいでしょう。

②手続きをしなくても受給できている
年金は受給資格が発生したときに自動的に支給が開始されるものではありません。まだ年金を受け取っていないというお客様の場合、手続きをしなくても年金はもらえるものと誤解している可能性があります。

年金を受給するためには、自身で年金請求の手続きを行う必要があります。このことをお客様に伝える必要があります。そのうえで、年金請求書を提出するようアドバイスします。

年金請求書の提出にあたってお客様が誤解しがちなのが、添付する書類でしょう。添付する書類は家族状況に応じて異なります。戸籍謄本や住民票の写しなどの添付が必要な場合、受給権発生日以降

▼会話はこう展開しよう

